

(第91号議案)

中野区職員定数条例(昭和50年中野区条例第34号)新旧対照表

改正案	現行
<u>(趣旨)</u> 第1条 この条例は、中野区の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において「職員」とは、区長、議会、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関(以下単に「教育機関」という。)に常時勤務する一般職に属する地方公務員(臨時的任用の職員を除く。)をいう。 (職員の定数) 第3条 職員の定数は、2,000人とし、その内訳は、次に掲げるとおりとする。 (1) 区長の事務部局の職員 <u>1,832人</u> (2) 議会の事務部局の職員 18人 (3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>136人</u> (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 8人 (5) 監査委員の事務部局の職員 6人 2 <u>派遣、休職、配偶者同行休業、育児休業、公務災害休業、結核休養及び6月以上の職務専念義務の免除の場合の職員は、これを定数外とする。</u> 3 <u>休職、育児休業、公務災害休業及び結核休養の職員が復職した場合は、1年間に限り、これを定数外とすることができる。</u> (職員の定数の配分)	(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、区長、議会、教育委員会、<u>教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を含む。)</u>、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する地方公務員(<u>幼稚園の園長及び教員を含み、副区長及び教育長を除く。</u>)をいう。 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 区長の事務部局の職員 <u>1,816人</u> (2) 議会の事務部局の職員 18人 (3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>65人</u> (4) <u>教育委員会の所管に属する学校の職員</u> ア <u>事務部局の職員 77人</u> イ <u>幼稚園の園長及び教員 10人</u> (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 8人 (6) 監査委員の事務部局の職員 6人 <u>合計 2,000人</u> 2 派遣及び6月以上の<u>職務免除</u>の場合の職員は、これを定数外とする。 (職員の定数の配分)

<u>第4条</u> 前条第1項各号に掲げる職員の定数の当該事務部局及び<u>教育機関</u>内の配分は、それぞれ<u>任命権者</u>が定める。 付 則 （略） <u>附 則</u> <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u>	<u>第3条</u> 前条第1項各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ<u>区長、議長、教育長、選挙管理委員会委員長又は代表監査委員</u>が定める。 付 則 （略）
--	--